

職員の給与に関する規程

一般社団法人看護のココロは、組織としてガバナンス・コンプライアンスを確保するため、以下の事項について定め、これを遵守する。

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人看護のココロの役員等の報酬並びに費用等に関する規程に定めのない、事務局担当運営委員の給与等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与)

第2条 事務局担当運営委員に対する給与は、日当として第3条の基準に基づき支給する。

(日当の計算)

第3条 日当の計算は、1時間あたり2,000円とし、1日あたり4時間分の8,000円とする。時給計算ではなく日給で計算するため、勤務日数1日あたり8,000円を支給する。

(費用弁償)

第4条 交通費、通勤手当等の経費は、日当に含むものとし、費用弁償は支給しない。

(賞与、退職慰労金等)

第5条 事務局担当運営委員に対し、第3条に規定する日当以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給は行わない。

(支払方法)

第6条 事務局担当運営委員に対する日当は、各事業年度内に数回に分けて支給する。支払方法は、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

(改定)

第7条 この規程の改定は、総会の決議により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が役員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、令和4年8月23日から施行する。(令和4年7月23日会員による設立総会にて議決)